

ID: 70

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	八頭町総合運動公園条例 第10条ただし書		
例規番号	平成17年条例第93号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第10条 既に納付した使用料は、これを還付しない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び八頭町総合運動公園規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 条例第10条の規定により、使用料の全部又は一部を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天候その他利用者の責めに帰することのできない理由により利用できないとき 使用料の全額</p> <p>(2) 利用の取消し又は変更を利用日前7日までに申し出て許可を受けたとき 使用料の50パーセントの額</p> <p>2 使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、速やかに八頭町総合運動公園使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日